

お客様各位

福島信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

当金庫では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、**令和3年6月1日以降に新規で開設いただく普通預金口座等**について、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

なお、本手数料は、ご利用のない口座について未利用の状態となった口座の管理に要するコストをご負担いただくものであり、**常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料の新設

対象預金の種類	令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座(定期性総合口座含)、貯蓄預金口座、決済用普通預金
未利用となる口座	最後のお預入れまたは払戻し(該当口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座 ※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	次の場合は対象とはなりません。 ・口座の残高が1万円以上の場合 ・当金庫に預り金融資産(定期性預金、投資信託、公共債等)および金融商品仲介業務に係る決済口座がある場合 ・当金庫にお借入れがある場合
手数料金額	年間1,320円(消費税込み)
口座の自動解約	・対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を同手数料に充当した後、同口座を解約させていただきます。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座(キャッシュカード含む)の再利用はできません。
未利用口座のご案内方法	・お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。 なお、「ご案内」が到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間(約3ヶ月)経過後もお取引がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引落しいたします。

※ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

2. 普通預金、定期性総合口座、貯蓄預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、下記の条文を追加し、普通預金、定期性総合口座、貯蓄預金の規定を下記のとおり改定させていただきます。

普通預金規定 追加内容（抜粋）

（未利用口座管理手数料）

- （1）令和3年6月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座、決済用普通預金も含む）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- （2）この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- （3）一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- （4）前2項により解約された口座の再利用はできません。

令和3年2月1日

お客さま各位

福島信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始について

当金庫は、預金残高が1万円未満の普通預金口座等について、印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

これに伴い、お客さまがお届印を持参されていない場合の口座解約手続きを簡略化いたします。

記

1. 対象となるお客さま
個人のお客さま、個人事業主のお客さま
2. 対象となる口座
預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金
3. お手続きに必要な事項
 - ・ご本人の来店
 - ・運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類のご提示
 - ・通帳のご提示（アプリ通帳等の場合は、アプリの提示）
※お取引の内容により、一部対象外となる場合がございます。
4. 取扱開始日
令和3年3月1日（月）

本件に関してご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせ下さい。



福島信用金庫